資 料 2

令和８年８月２４日
高齢者施策推進担当

令和７年度　事業評価の実施について

港区の地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、区が指定した指定管理者が協定書（基本及び年度）に基づき運営しています。各センターは、地域の実情に合った区民サービスを提供するため、それぞれ独自に工夫して事業を実施しています。

港区地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）では、定期的に事業運営を評価し、センターの取組を明確化して、事業を円滑に進めることができる環境の整備につなげています。また、協議会での意見等は、各センターが事業運営に反映できるよう協議を進めます。なお、評価方法や経過等は、下記のとおりです。

記

１　評価方法

（１）事業報告、事業評価チェックシート及び事業評価コメントシートの提出

各センターから、事業評価チェックシートによるセルフチェック、事業評価コメントシートの自己申告欄を記入後、事業報告とともに事務局へ提出します。

（２）事務局ヒアリング、評価の実施

事務局は、事業報告及び事業評価チェックシートを元にヒアリングを実施し、事業の実施状況を確認の上、事業評価を行い事業評価コメントシートに記入します。

（３）運営協議会評価の実施

協議会は、事業評価コメントシートの評価等の報告を受け、最終的な評価を決定するとともに今後のセンターの取組へ向けた助言等を行います。

２　経過

スケジュール	内　容
令和８年５月	事業報告、事業評価チェックシート及び事業評価コメントシート提出
令和８年６月	事務局ヒアリング及び事務局評価の実施
令和８年８月24日(月)	協議会評価の実施（令和８年度第１回運営協議会）

３　評価の根拠

港区地域包括支援センター運営協議会設置要綱第２条第２号の協議事項に規定
「センターの事業内容の評価その他センターの運営に関すること」

４　評　価（事業評価コメントシートの運営協議会 記入欄）

評　価	基　準
S	特筆すべき取組がみられる場合
A	引き続き、取組を推進すること
B	改善に向け取り組むこと
C	至急、改善に向けた取組を実施すること